

税 率 表

静 岡 県

I 法人道府県民税均等割

法 人 等 の 区 分	税 額
資本金等の額[注]が 50 億円を超える法人	840,000 円
資本金等の額[注]が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	567,000 円
資本金等の額[注]が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	136,500 円
資本金等の額[注]が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人	52,500 円
次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等 ロ 人格のない社団等（法人ではない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの） ハ 一般財団法人及び一般社団法人 ニ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ホ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	21,000 円

平成 18 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に係る法人県民税均等割には、森林づくり県民税として均等割の標準税額に 5% が加算されています。

[注] 資本金等の額とは、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額です。

ただし、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資を行った場合及び一定の要件を満たす無償減資等による欠損填補を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とします。

（地方税法第 23 条第 1 項第 4 号の 5）この場合、確定申告書にその事実等を証する書類※を添付してください。

さらに、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度においては、上記加減算調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、上表内の「資本金等の額」を「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」と読み替えて適用します。（地方税法第 52 条第 4 項～第 6 項）

※ 株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等、詳しくは第 6 号様式記載の手引き「30(2)」をご覧ください。

II 法人道府県民税法人税割

区 分	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
税 率	法人税額（個別帰属法人税額）×3.2%	法人税額（個別帰属法人税額）×1%

Ⅲ 法人事業税（標準税率・超過税率）

超過課税

適用期間 令和11年3月31日までの間に終了する各事業年度分

対象法人

- 所得等を課税標準とする法人
 - ・資本金又は出資金の額が1億円超の法人
 - ・資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年3,000万円超の法人
- 収入金額を課税標準とする法人
 - ・資本金又は出資金の額が1億円超の法人 または 保険業法に規定する相互会社
 - ・資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年2億4,000万円超の法人

税率

※ 下表では「令和」を「R」と表現しています。 例) 令和2年3月4日 → R2.3.4

(単位：%)

課税標準区分	法人区分	所得等区分	R1.10.1からR2.3.31までに開始する事業年度		R2.4.1からR4.3.31までに開始する事業年度		R4.4.1以後に開始し、R6.3.31までに終了する事業年度		R6.4.1からR11.3.31までに終了する事業年度			
			標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率		
所得等課税法人	下のいずれもない法人にも	外形標準課税対象法人	付加価値額	1.2	1.26	1.2	1.26	1.2	1.26	1.2	1.26	
			所得	資本金等の額	0.5	0.525	0.5	0.525	0.5	0.525	0.5	0.525
				年400万円以下の所得	0.4	0.495	0.4	0.495	1.0	1.18	1.0	1.18
				年400万円を超え年800万円以下の所得	0.7	0.835	0.7	0.835				
		年800万円を超える所得	1.0	1.18	1.0	1.18						
		特別法人	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75	3.5	3.75	3.5	3.75	
			年400万円を超える所得	4.9	5.23	4.9	5.23	4.9	5.23	4.9	5.23	
		その他の法人	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75	3.5	3.75	3.5	3.75	
	年400万円を超え年800万円以下の所得		5.3	5.665	5.3	5.665	5.3	5.665	5.3	5.665		
	年800万円を超える所得		7.0	7.48	7.0	7.48	7.0	7.48	7.0	7.48		
	県内と他の2以上の都道府県に事業所等を持つ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	外形標準課税対象法人	付加価値額	1.2	1.26	1.2	1.26	1.2	1.26	1.2	1.26	
			資本金等の額	0.5	0.525	0.5	0.525	0.5	0.525	0.5	0.525	
所得			1.0	1.18	1.0	1.18	1.0	1.18	1.0	1.18		
特別法人		所得	4.9	5.23	4.9	5.23	4.9	5.23	4.9	5.23		
その他の法人		所得	7.0	7.48	7.0	7.48	7.0	7.48	7.0	7.48		
		所得	7.0	7.48	7.0	7.48	7.0	7.48	7.0	7.48		
収入金額課税法人	電気供給業(※1を除く) 導管ガス事業(※2) 保険業を行う法人		収入金額	1.0	1.065	1.0	1.065	1.0	1.065	1.0	1.065	
	小売電気事業等(※1)を行う法人	外形標準課税対象法人	収入金額	1.0	1.065	0.75	0.815	0.75	0.815	0.75	0.8025	
			付加価値額	—	—	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.3885	
			資本金等の額	—	—	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.1575	
	その他の法人	収入金額	1.0	1.065	0.75	0.815	0.75	0.815	0.75	0.8025		
		所得金額	—	—	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.9425		
	特定ガス供給業を行う法人(※3)	収入金額	1.0	1.065	1.0	1.065	0.48	0.545	0.48	0.519		
		付加価値額	—	—	—	—	0.77	0.77	0.77	0.8085		
		資本金等の額	—	—	—	—	0.32	0.32	0.32	0.336		

- ※1 令和2年4月1日以後に開始する事業年度において小売電気事業または発電事業を行う法人ならびに令和4年4月1日以後に開始する事業年度において特定卸供給事業を行う法人をいいます。
- ※2 ガス事業法に規定する「一般ガス導管事業」または「特定ガス導管事業」を行う法人をいいます。
- ※3 ガス事業法に規定する「ガス製造事業者」のうち、同法に規定する「特別一般ガス導管事業者」の供給区域内において、同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用する法人をいいます。
なお、その他のガス事業者が行う導管ガス事業以外のガス供給業については、所得等課税の取扱いとなります。
- ※4 所得等課税事業と収入金額課税事業を併せて行う法人は、それぞれの事業について区分して経理し、税額を計算してください。
- ※5 平成22年10月1日以後に解散した法人は、解散後も確定申告(通常の所得課税)を行います。

(参考：特別法人事業税【国税】の税率)

法人区分		所得等区分(注)	R1.10.1からR2.3.31までに開始する事業年度	R2.4.1からR4.3.31までに開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度
所得等課税法人	外形標準課税対象法人	基準法人所得割額	260.0%	260.0%	260.0%
	特別法人		34.5%	34.5%	34.5%
	その他の法人		37.0%	37.0%	37.0%
収入金額課税法人	小売電気事業等を行う法人(※1)	基準法人収入割額	30.0%	40.0%	40.0%
	特定ガス供給業を行う法人(※3)			62.5%	62.5%
	その他の法人			30.0%	30.0%

(注) 標準税率で計算した法人事業税額(所得割額、収入割額)